

長寿医療制度の保険料の軽減 (後期高齢者医療制度)

平成 21 年度の保険料は、平成 20 年の所得をもとに計算し、支払い方法と一緒に、7 月中旬にお知らせします。

平成 21 年度の年間保険料の計算方法

1 人当たりの額 均等割 43,143 円	+	被保険者の所得※に応じて負担 所得割 (平成 20 年の所得 - 33 万円) × 9.63%	=	1 年間の保険料 (限度額 50 万円)
-----------------------------	---	---	---	-------------------------

※所得とは…前年の収入から必要経費(公的年金等控除額、給与所得控除額など)を差し引いた額。なお、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの所得控除を適用する前の額です。

所得に応じて

【均等割の軽減】

世帯主と世帯内の被保険者の所得に応じて計算します。なお、平成 20 年度の特例措置であった 8.5 割軽減は、今年度から、所得に応じて 7 割軽減または 9 割軽減になります。

総所得金額が下記の金額以下の世帯	平成 21 年度の均等割	平成 20 年度の均等割
33 万円以下	7 割軽減後 12,942 円	8.5 割軽減後 6,300 円
被保険者全員が年金収入が 80 万円以下で所得が 0 円	9 割軽減後 4,300 円	
33 万円 + (24 万 5 千円 × 世帯主を除く世帯の被保険者数)	5 割軽減後 21,571 円	
33 万円 + (35 万円 × 世帯の被保険者数)	2 割軽減後 34,514 円	

【所得割の軽減】

前年の所得から基礎控除額 33 万円を引いた額(賦課のもととなる所得金額)が、58 万円以下の方は所得割が 5 割軽減されます。

(例) 被保険者の年金収入が 180 万円、公的年金等控除 120 万円の場合

	算出方法	金額
賦課のもととなる金額	180 万円 - 120 万円 - 33 万円	27 万円 (軽減に該当)
所得割の金額	27 万円 × 9.63% × 5 割	13,000 円

被用者保険の被扶養者だった方は

長寿医療制度に加入する直前に被用者保険※の被扶養者だった方は、加入後 2 年間、均等割が 9 割、所得割が全額軽減され、平成 21 年度の保険料は年間 4,300 円です。

※被用者保険とは…全国健康保険協会が運営する「協会けんぽ」(旧社会保険)、組合管掌健康保険(企業の健康保険など)、共済組合などのことで、国民健康保険、国民健康保険組合は含まれません。

問合せ先 市高齢・介護室医療給付係